

## 消防法違反になっていませんか？ ～消防署からのお知らせ～

近年「建物に新たなテナントが入居する」「テナントが入れ替わる」「建物を増改築する」などにより、知らない間に消防法違反となっていることが多く見受けられます。

これらを考えている人はまず、新たに高額なスプリンクラー設備や自動火災報知設備などの消防用設備等が必要になるかなどを消防署に相談し、消防用設備等の設置や必要な届出をしてください。

なお、消防法に違反した場合は、平成30年4月1日から始まる公表制度により、建物名称・所在地・違反内容を消防本部ホームページ等への掲載、使用停止命令や告発といった行政処分の対象となる場合がありますのでご注意ください。

問合せ＝奈良県広域消防組合 大和郡山  
消防署 予防課 (☎ 59-1289)



## 救急車を正しく利用しましょう！ ～迷ったときは「#7119」へ～

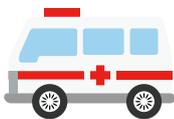
救急車は、けがや急病などで緊急に病院へ搬送しなければならない傷病者のものです。

緊急でないのに救急車を利用すると、本当に救急車を必要とする事故が発生した時、遠くの救急車が出動する事になり到着が遅れ、救える命が救えなくなる恐れがあります。

救急車の正しい利用にご協力ください。

判断に迷ったときは、ダイヤル「#7119」で相談してください。

問合せ＝大和郡山消防署 救急課  
(☎ 59-1331)



## 年末火災予防運動(12月1日～31日) 「年の瀬です 忙しくても 火の用心」

みんなそろって新年を迎えられるように、  
一人ひとりが火の取り扱いに十分注意しましょう。

### ◆街頭キャンペーンを実施します

日時＝12月21日(木) 10時から

場所＝アピタ大和郡山店(田中町)

### ▶火の用心のポイント

- ①出かける前や寝る前には、必ず火の元を点検する。
- ②たき火などをするときには、風の強い日や燃えやすい物の近くではしない。また、水バケツなどの消火準備をしておく。
- ③ガスコンロや暖房器具の付近には、燃えやすい物やスプレー缶など近づけないようにする。
- ④子どもや高齢者だけ残しての外出は避ける。
- ⑤家のまわりには燃えやすい物を置かない。また、門灯をつけて明るくする。



### ▶暖房器具の正しい使い方

#### <ストーブ・ファンヒーター>

- ①火をつけたまま給油したり、持ち運んだりしない。
- ②ストーブの上に洗濯物などを干したり、近くに燃えやすい物やスプレー缶などを置かない。
- ③使用後や離れるときは、こまめに消し、完全に火が消えたか確かめる。
- ④ガスのゴム管が古くなっていないか確かめる。



#### <ホームこたつ・カーペット>

- ①洗濯物などをこたつの中に入れない。
- ②たこ足配線で使用しない。

この他の様々な暖房器具も、それぞれの使用方法を十分理解し、正しく使用しましょう。

問合せ＝奈良県広域消防組合 大和郡山消防署 予防課  
(☎ 59-1289)